

第 62 号議案

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の件

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例

神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 ひろばの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド	神戸市東灘区向洋町中 2 丁目 9 番 1 号
神戸市こべっこあそびひろば・岡場	神戸市北区藤原台中町 1 丁目 2 番 2 号

第13条中「現状」を「原状」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし，第13条の改正規定及び附則第 4 項の規定は，公布の日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず，神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドの供用を開始する日は，公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

（経過措置）

- 3 施行日において，現にこの条例による改正前の神戸市こべっこあそびひろば条例第15条第 1 項の規定により，神戸市こべっこあそびひろばの指定管理

者に指定されている者は，当該指定の期間に限り，この条例による改正後の神戸市こべっこあそびひろば条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する神戸市こべっこあそびひろば・岡場の指定管理者に指定されたものとみなす。

（準備行為）

- 4 新条例を施行するために必要な神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドに係る指定管理者の指定その他の準備行為は，施行日前においても，新条例の例によりすることができる。

## 理 由

神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドを新たに設置する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市こべっこあそびひろば条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(位置)

(名称及び位置)

第2条 ひろばの位置は、次のとおりとする。

第2条 ひろばの名称及び位置は、次のとおりとする。

神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号

名称	位置
神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番1号
神戸市こべっこあそびひろば・岡場	神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第6条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を現状に回復しなければならない。

原状